

滋教委総第244号  
滋教委福第56号  
滋教委高第457号  
滋教委特支第247号  
滋教委保第168号  
令和2年(2020年)4月6日

県立学校長様

県教育委員会事務局教育総務課長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局教職員課健康福利室長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局高校教育課長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局特別支援教育課長  
(公印省略)  
県教育委員会事務局保健体育課長  
(公印省略)

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における  
教育活動の再開等について(通知)

今回の教育活動の再開については、新年度の学校環境に慣れ、長期休業後の学習への姿勢を整えるとともに、学習機会の確保を旨として、感染防止対策を図ったうえで進めることとします。再開にあたっての留意事項等については、令和2年(2020年)3月26日付けおよび4月3日付けで県教育委員会事務局より通知しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、新たに変更した下記の事項に留意し準備を進めるよう願います。(下線を引いている部分が前回から更新したものとなります。)

## 記

### 1 新学期にむけて

- 個々の児童生徒等に対して、感染症拡大防止対策(毎朝の検温、咳エチケット(マスクの着用等)、手洗い・手指の消毒・うがいの実施等)を十分指導する。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(令和2年3月24日元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」)、以下、ガイドライン(別添1)とする)に沿って基本的には対応する。発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。
- ガイドライン(別添1)の4ページにあるように、学校においては、次の2点について特に留意し、集団感染のリスクを避けることを徹底する。

#### (1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること(可能であれば2方向の窓を同時に開けること)。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

#### (2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないようマスクを装着するなどするよう指導すること。

- ・ 学校再開後に保護者等から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から児童生徒が自宅待機する旨申し出た場合においても、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。
- ・ 衛生管理等の詳細は別紙1の添付資料に基づくものとする。
- ・ 別紙2の健康観察表を参考に、各校の実態に応じて実施すること。

## 2 新年度の学校行事の精選

- ・ 各校における教育目標等に照らし合わせ、各校ですでに精選されているところではあるが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点を加え、状況によりさらなる延期や内容の見直しを図る。
- ・ 学校行事を見直す際には、4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」もふまえ、多くの人が集まるイベントや「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発話が行われるという3つの条件が同時に重なった場のこと。）を徹底的に回避する対策をしたうえで、特に50名以上が集まるような、学校単位、学年単位等で実施する活動は控えるなど、慎重に対応するものとする。

### 参考

<p>「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」</p> <p>◆「感染確認地域」における＜想定される対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。</li> <li>・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること</li> <li>・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる</li> </ul>
--

## 3. 時差登下校および授業時間の短縮について

- ・ 生徒の登下校時刻と交通機関の混雑等が重ならないよう、時差登下校の実施について検討する。例えば、始業時刻を1時間遅らせたうえで、学年ごとに登校時刻をずらすなどにより、登校時間帯に幅を持たせることなどが考えられる。あわせて授業時間を短縮することや1日の校時数を減らすことなどにより、下校時刻があまり遅くならないよう工夫をする。

## 4. 部活動について

- ・ 当面の間（少なくとも5月6日まで）、校内での活動のみとする。  
※合宿や遠征、県内外の他校との練習試合や合同練習、演奏会や展覧会等は、中止または延期するものとする。
- ・ 活動時間は、平日は概ね2時間以内、週休日および学校の休業日は概ね3時間以内とする。
- ・ 休養日は、週2日（平日1日と週休日1日）以上とする。

## 5. 県立高等学校の授業料について

ガイドライン（別添1）の11ページにあるように「高校生等への修学支援に関すること」について、以下の点に配慮留意する。

- ・ 所得要件を満たさない場合等、高等学校等就学支援金の対象とならず授業料徴収となった保護者等について、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合、授業料減免制度を適用できる可能性があることから、生徒や保護者等への制度周知を改めて図るとともに、生徒や保護者等からの相談に対し、丁寧な対応を行うこと。

※家計急変については、就学支援金担当者説明会配布の資料および、滋賀県教育委員会ホームページを参照すること。

● 県立高等学校の授業料等の減免制度

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/zyugyo/105614.html>

- ※ 各学校においては、今後、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう願います。  
※ 上記については、現時点での判断であり、今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、再度の臨時休業も考えられることから、あらかじめ各校で対応できるよう準備しておくこと。

**【担当】**

(健康管理に関すること)

保健体育課 保健安全・給食係 小林  
077-528-4614

(県立高等学校の学校行事や授業に関すること)

高校教育課 教育力向上係 杉原  
077-528-4575

(部活動に関すること)

保健体育課 学校体育係 東谷  
077-528-4627

(学校給食に関すること)

保健体育課 保健安全・給食係 竹中  
077-528-4614

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導係 武田  
077-528-4643

(県立高等学校の授業料に関すること)

高校教育課 修学支援係 平子・丸杉  
077-528-4587